

AM 8:35 印

令和 5 年 8 月 24 日



若桜町議会議長 山根政彦 様

若桜町議会議員 (4 番)

山本 安雄



一般質問の通告について

次の事項について、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により質問の通告をいたします。

記

質 問 事 項	質 問 要 旨 (具体的に)	質問の相手
1 指定管理について	今年の 8 月 10 日の臨時会において、公の施設 (若桜町氷ノ山関連施設・道の駅若桜桜ん坊) の 2 つの施設は、それぞれ別の事業者が指定管理者に指定されました。応募に際してそれぞれの事業者が提出された事業計画は、公の施設の設置及び管理に関する条例に沿ったものと理解していますが、これから町として事業者に対しどのように管理・監督を行うのか町長の所見を伺います。	町 長
2 コミュニティタクシーについて	コミュニティタクシーは吉川「わあすか」、高野「てご」として運行されています。また落折・小船では「らくらく」として 8 月から試験運行が開始されました。運行区間は、それぞれの地域から若桜駅周辺となっていますが途中で特に、池田分館や池田郵便局など、公の施設での乗降が出来れば住民にとってとても便利だと思います。町長の所見を伺います。	町 長